

12月27日(水)に Jアラート訓練を 行います

国では、全国瞬時警報システム(Jアラート)を活用した全国的な訓練を実施しています。

当日、Jアラートからの情報を受けて、防災行政無線による一斉放送などを実施しますので、ご理解ご協力をお願いします。

※気象・地震活動その他などの状況で訓練を中止することがあります。

■日時 12月27日(水)
午後2時頃

問 危機管理・防災課(東庁舎)

☎71・2311

☎72・2000

生活の困りごとをいっしょに考えます まずはご相談ください

生活困窮者自立支援制度が平成27年4月から始まり、市住民生活相談室では、1年間で延べ400件を超える生活に関する困りごとや悩みについての相談を受けました。

不安定な雇用、少子高齢化の進行、家族形態や地域社会の変化など様々な背景から、日々の生活に困り、苦しんでいる人や、社会的に孤立している人は少なくありません。

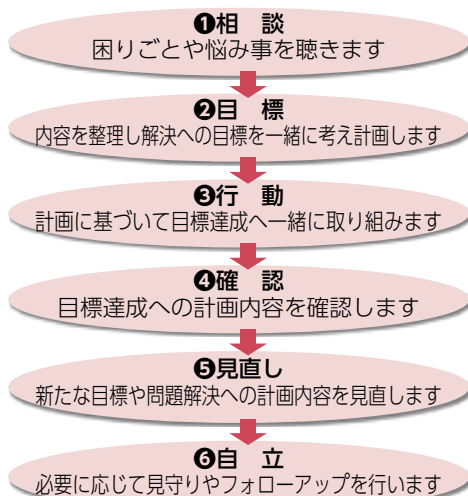
本当に困っている人ほど、自分で相談機関に相談したり、つらい気持ちや悩んでいることを他人に話したりすることが難しいと言われています。

あなたやあなたのまわりに、生活に困り、悩んでいる人がいたら、まずは問に相談してください。

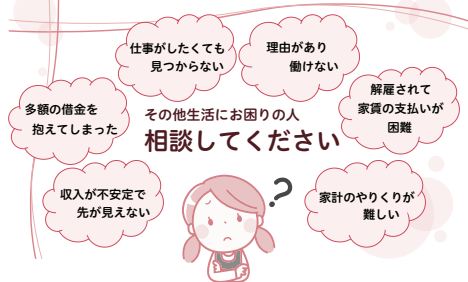
問 住民生活相談室(東庁舎)

☎71・2370 ☎72・3788

相談の流れ



暮らしのこと、悩んでいますか？



消費者庁イラスト集より

多忙な息子に代わり結婚相手を探していた。条件に合う女性会員の登録が多数あると言われ契約し、入会金10万円を支払い、月会費1万円を支払っている。当初紹介があったが、条件が合わず断った。その後は紹介がなくなり解約したい。

40代の未婚の娘の結婚が長年気になっていたところ、「来年までに必ず結婚させる」と結婚相手紹介業者から勧誘電話があった。翌日、家で説明を受けて契約し、年会費30万円を支払ったが、娘に知られ口論になり、解約するよう言われた。

消費者
悩みの相談室

代理婚活

未婚の子を持つ親の
不安をあおる勧誘

問 消費生活センター(東庁舎)
☎71・2360
☎72・3788

晩婚化・未婚化が進み、親子どもの婚活に関わる機会が増え、親子どもの代理としてお見合いをするサービスも提供されています。結婚相手紹介サービスは出会いの場を提供するサービスであり、必ず結婚させることを約束するものではありません。当事者である親子どもに内緒でした契約は、多くの場合トラブルになっています。親が関わる場合には、親子どもと十分に話し合い、サービス内容を確認することが大切です。親子どもの意思を無視するように勧める業者の勧誘は断るようにししましょう。結婚相手紹介サービスは、確実に目的を達成できるとは保証できないサービスのなかで、2か月を超えかつ5万円を超える契約であれば、特定商取引法の対象になり、義務づけられている規定がありますので、問にお尋ねください。